

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と合わせて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者（※1）、認定新規就農者（※2）、集落営農組織、農業を営む任意団体など）

（※1）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、または農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等をいいます。

（※2）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
- ・農地等の賃借権および権利金等
- ・農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得（※1）
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑または花木の新植、改植または育成
- ・家畜の購入または育成
- ・農産物の生産、流通、加工または販売に必要な施設の改良、造成または取得
- ・農薬費その他の長期運転資金（※2）
- ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

（注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得および※2については集落営農組織に限る。

②前向き投資資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金

- ・農薬費その他の長期運転資金

（2）借入限度額・償還期限・借入金利

資金名	[限度額]	償還期限	借入金利
① 前向き投資資金	個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額 負担額の80%	25年以内 [据置3年以内、 果樹は10年以内]	最新の金利 は制度資金 一覧表をご 覧ください。
② 償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間） において支払われる既往借入金等負債の各年の支払 金の合計額		
③ 事業再生支援資金	負担額の100%		

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫

4. 問い合わせ先

- 日本政策金融公庫福井支店（TEL：0776-33-2385）
- 最寄りの農協、信用農協連合会（TEL：0776-27-8239）
- 福井銀行、北陸銀行、北國銀行、小浜信用金庫、福井信用金庫
- 福井県農林水産部生産振興課（TEL：0776-20-0427）、最寄りの農林総合事務所